

速度取締り指針

令和6年1月
山陽小野田警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	山野井・埴生地区	60km/h
国道190号	6:00 ~ 21:00	津布田・丸河内地区	50・60km/h
小野田・山陽線	6:00 ~ 21:00	千崎地区	60km/h

- 同一場所・時間帯での取締りを継続すると、その区間だけ注意して運転するようになることから、交通事故抑止のため、場所や時間帯をランダムに変えて取締りを実施します。
- 通学路や生活道路において、可搬式オービスによる取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）



※ ● ~ 人身事故発生場所

- 管内における交通事故の総発生件数は、若干減少（-9件）しましたが、国道を走行する車両の実勢速度は依然として高く、継続して速度取締りを実施する必要があります。
- 速度取締り重点路線である国道2号、国道190号、県道小野田・山陽線において継続的に取締りを実施し、重大事故の発生を抑止しました。

その他の交通指導取締り

- 人身事故が多発している国道190号、実勢速度が高い国道2号、県道小野田・山陽線の取締りを重点的に強化し、交通事故抑止に資する交通指導取締りを実施します。
- 通学路の安全確保のため、学校周辺の登下校時間帯の取締りを継続して実施します。